

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年2月3日（水）16:11～17:00

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

栗原 秀忠 農林水産省経営局農地政策課長

高橋 正智 農林水産省経営局農地政策課経営専門官

#### <事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 農業生産法人の出資・事業要件の緩和について

3 閉会

---

○藤原次長 お待たせしました。

時間が少し押ししておりますけれども、国家戦略特区のヒアリングをさせていただきます。

農林水産省の経営局から御担当の方々にお出でいただいております。「農業生産法人の出資・事業要件の緩和について」ということで、昨年も取りまとめの際にさまざまな議論をさせていただいたのですが、基本的には慎重に扱うべき問題でもありますので、ワーキンググループとしてもこのテーマを取り上げたことはなかったのですが、要望がさまざま出てきているのと、去年から今年で大きく変わった点という意味では、去年の秋に養父市で特区の関係法の条例が出来たということございまして、その辺の評価をワーキンググループで一回議論すべきだということ、本日はこういった形での意見交換の機会になりました。

今の養父市の条例も含めて御参考にさせていただきながら、御議論をいただければと思っ

ております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○栗原課長 農林水産省農地政策課長の栗原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、農業生産法人の要件緩和に関しまして、養父市で昨年制定されております条例に関しまして、私ども農林水産省としてどのように見ているか、その評価についてということが一つテーマと承っておりますので、本日は資料を御用意してお持ちしました。併せて養父市の条例もただ今お配りいただいたところかと思えます。この条例につきまして、私どもは拝見させていただいて、主に二つの課題があるのではないかと考えております。

一つ目は、まず、条例を見ていただきますと、第5条において、「市の責務」が書いてあって、特に懸念払拭という観点では、第5条第2項かと思えますけれども、「法人が農地を適正に保全管理していないと認めるときには、市長が指導しなければならない」ということになっております。あわせまして、第3項において、「その必要な保全措置を講じない場合には、法人に代わって市長が農地の適正な保全管理に努める」ことが規定されているところでございます。

しかしながら、本日、私どもがお配りしている資料の(1)にありますように、ここで市長が法人に代わって行う保全管理が、条例の規定上は市長の努力義務にとどまっております。法人に対する強制力もないものですから、農地を取得した、すなわち所有者になっている法人から管理を拒否された場合には、その原状回復は不可能ではないかと考えるところでございます。

もう一点は、続く第6条で「基金の積立て」という規定がありまして、適正な保全管理に必要な経費に充てるためということで、参入法人からあらかじめ一定の費用を徴収する規定がございます。この具体的な積立金の額等につきましては、条例に基づきます市の条例施行規則で定められておると承知しておりますが、それによりまして、積立金としましては、10アール当たり15万円という金額を定めてございます。この15万円という積立金の水準でございますが、私どもの捉まえ方としましては、原状回復を確実に行う上では、必ずしも十分な水準とは言えないのではないかと考えております。

かつ、施行規則を読みますと、積立金は6年目以降毎年5分の1ずつ法人のほうに返還していくことになっておりますので、10年目にはゼロになってしまうということですから、6年目以降ますますその水準は低くなるとともに、10年目にはゼロですから、原状回復のための費用の手当がこの時点ではできなくなるということでございます。

冒頭にそもそも原状回復を確実に行う上で十分な水準とは言えないのではないかと申し上げましたのは、10アール当たり15万円ということですから、仮に5年間にならして言いますと、年間3万円程度になりますので、通常、草刈りの管理を行う程度の費用にしか

らないのではないかと考えております。

以上のことから、私どもとしては、日本再興戦略で書いてございますように、リース契約の解除による原状回復に匹敵する、確実な原状回復手法が必要ではないかと考えているところでございまして、現時点では、この養父市の条例につきましては、そういったものとは言えないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

○原委員 リース方式との比較ということで、これも以前から議論はなされていると思うのですが、リースの場合との比較で頭の整理をさせていただきたいのです。

まず1点目で、法人から管理を拒否された場合には、原状回復不可能ですというところではありますが、これはリース契約の場合には、想定されている多くの場合は、民間の農家が企業にリースをして、耕作放棄などがなされた場合に契約の解除をして戻してもらおうというケースが想定されているわけですね。このときに、貸し手側の農家が契約解除しないという場合はどうなるのでしょうか。

○栗原課長 今お話がありましたように、基本的にはリース契約上の解除条件に基づきまして、地主の側が契約を解除するのが第一の前提になっておりますが、仮に地主が解除権を行使しないとといった場合には、農業委員会が許可を取消す。農地の権利移動ですから、元々許可を受けているわけです。その許可を取消すことによりまして、農地が所有者に返還されることを予定しております。

○原委員 リース契約の取消になって、効果はどこから発するのですか。

○栗原課長 農地法上、農地法3条の許可が農地の権利移動には必要なわけですが、この3条許可を受けないと権利の効力が発生しないという、いわゆる効力発生要件になっております。

したがって、3条の許可を取消されますと、権利移転の効力がなくなるわけですがけれども、実際の効果としましては、取消された時点から将来に向けて、いわば撤回されるという形で効力がなくなるということになります。

○原委員 一応取消は形の上では遡っているのですか。

○高橋専門官 将来に向けて撤回していく感じです。

○原委員 将来に向かって効果がある。分かりました。

この権利移転をした場合に、同様のことが起こらないのはなぜですか。要するに、一般の農家からリース契約ではなくて、代わりに売買契約で企業に所有権が移転しましたということがあって、農業委員会が許可をされているわけですね。それは取消せないのですか。

○栗原課長 今リースのほうの許可取消については、将来に向けて効力が失われるという御説明をいたしました。

売買につきましては、これももちろん農地法3条の許可を受けてもらって、売買が効力

を有することになるわけですが、売買契約の場合は、そこで物の引渡しが行われますと、権利関係としてはそこでおしまいなわけです。

もう完全に新しい買主側が所有権を持つ。それだけの法律状態になるわけですから、これについて取消云々と言っても、将来に向けて撤回される場所がないわけですから。

もう一度言いますと、リース契約の場合は、あくまで賃貸借ですから、貸主と借主との間に賃貸借関係という法律関係が継続した状態ですから、3条許可を取消することによりまして、その法律関係が取消されることになるわけですから。

○原委員 では、売買契約を遡って取消ということだったらあり得るわけですか。

○栗原課長 元々リース契約に関しましても、遡って効力がなかったことになるというわけではなくて、取消の時点から将来に向けて効力がなくなるということですから。

○原委員 制度的にどうしたらいいのかを考えると、遡って取消であればよろしいわけですか。

○高橋専門官 制度的に仕組むとすると、遡求しないと権利取得した者を否定できないということにはなりません。

○栗原課長 おっしゃるように、遡求する形で元々売買がなかったことになって、元の所有者の方に農地が戻ってくるという形になれば、それは全く同等のレベルの担保になり得るのだとは思いますが、今の農地法上の考え方として、遡って効力をなくすという考え方を現状は取っておらないのですから、仮にそういうことをやると、どういう法律上の規定が必要なのか、どういう法律構成になるかはよくよく検討しなければいけないのかなと思います。

○原委員 取消して、効果自体がその時点から将来に向けて発生するというのは、他の法制でも色々あると思いますけれども、そういう制度にすればよろしいわけですね。それが農地法で何か否定される条文があるのですか。

○高橋専門官 リース契約の場合は、今リース契約の解除をしない場合の取消が農地法上法定化されているのです。これが一般的な行政行為の取消行為としての取消になりますと、法定化されていない範疇になりますので、いわゆる重大かつ明白な瑕疵がその行政行為にある場合に限られるというのも、裁判上の判例で考え方が明示されておりますので、例えば、単に事後的にやると言ったけれどもやらなかった。これだけをもってして取消をしますと、許可の取消を取消せという訴訟が起きたときに、おそらく立ってられないので、簡単に遡求するような行政行為の取消は軽々にはできない。これは利益を覆すわけです。

○原委員 そのリース契約については、取消についての規定をわざわざ法律上置かれていて、その要件は農地として適正に利用していない場合には取消ということ。

○高橋専門官 自発的に管理しなかった場合とか、勧告などに従わなかった場合とかです。

○原委員 分かりました。

リース契約との対比でもう一点教えていただきたいのが、(2)の積立金、要するに、

原状回復のための財源を確保するというのは、リース契約の場合には、どのような措置がなされているのですか。

○栗原課長 具体にお金をあらかじめこうやって用意しておくということは、通例、別になされてはおりません。要は、もし、借主側がそういう不適正な利用をした結果として、よく言われる、農地が産廃置き場になったとかそういうケースにつきましても、そもそもリース契約に基づきまして、それを戻してもらうときには、通常原状回復を借主にしてもらおうというのがありますので、それによって借主側にその義務を負わせるとか、あるいは、もし、義務を履行しない結果として、地主側が自らの負担で何か必要な除去措置などを行ったときには、その費用分については、損害賠償請求をする形になるかと思えます。

○原委員 では、リースの場合で、自発的に解除がなされた場合と、農業委員会で措置を取られた場合と両方あるのだと思いますが、いずれにしても、耕作放棄してしまった企業の側が、原状回復をした上で戻す義務を負います。おそらくそんなことをやっていたところですから、原状回復はしない可能性が高いわけです。権利だけが元の農家に戻って、その場合に元の農家が御自分で原状回復をちゃんとされた場合には、あとは企業との関係での損害賠償請求の問題になりますということですよ。

ただ、そのときに裁判をやるとしても、実際に払われるかどうかはよく分かりませんという状態は残るわけですね。農家が次に原状回復されない場合は、何か強制措置があるのですか。

○栗原課長 最終的に農地法上の措置としましては、いわゆる耕作されないで放置されている遊休農地に関して、そこに例えば、何か草が生えまくって、周りにも被害を及ぼすうだとか、そういった一定のケースには、市町村長がまずは措置命令をするという規定があって、最終的に地主がやらないときに、市町村のほうで代執行をするということが出来る規定は農地法上ございます。

○原委員 代執行した場合には、先ほどのコスト面の問題については、同様に市町村から措置をしなかった人に対して請求するという事で担保されるのですか。

○栗原課長 はい。農地法上行政代執行法の規定を準用しておりまして、費用につきましては、徴収するという形になります。

○原委員 そうだとすると、この積立金はあればあったで望ましいのでしょうかけれども、法律論としては元々要らなかったということですね。要するに、これは市長が原状回復をちゃんとやってくださいということを命じて、やってくれなければ、自分でやって後は放ったらかしにしてしまった企業に請求すればいいということですね。

○栗原課長 そのときに、先ほどお話の中にも出た、事例によっては取逸れになるというケースもあり得ますから、そのための担保として、あらかじめこうやって取っておくこと自体は、仕組みとしてはいいのだと思えます。

ただ、私どもとしては、御説明したとおり、その水準がどうかというのと、結局返すことになっているような仕組み方がどうなのかなというのを疑問として思っております。

○原委員 ただ、リース契約との比較論がこの議論の基本だと思っているので、そこに戻らせていただきたいのですが、リース契約の場合には、市長、市役所が取逸れになってしまうケースというのは、多くの場合には別に想定されていないですよ。

○栗原課長 想定としては、基本原因者のほうに請求するということです。

○原委員 それで別にオーケーですということにされているわけなので、これは関係ないと思ってよろしいですか。要するに、本来的には市長が代執行して、損害賠償請求をすれば済む話だけれども、取逸れのために、市長としてあまり財源を使ってしまうわけにもいかないので、念のためこういう積立金の制度を用意しましたというだけのことでいいですね。だから、これが十分か十分ではないかというのは関係ないですよ。そういう理解でよろしいですか。

○栗原課長 私どもとしては、この条例が法人参入に当たっての懸念払拭措置として規定を置かれたと理解しておりますので、そういう措置として見たときには、これ自体は十分ではないかということです。

○原委員 今お話しした話に基づいて御説明いただきたいのですが、だから別にこの条例とは関係なく、元々市町村長がその勧告をして、代執行をすることは法令上制度的にできるわけですよ。法律に書いてあることを全部そのまま条例に書いたってしょうがないわけですから、養父市も当然そういう制度があることは前提にこの条例を作られていると思いますが、その理解に基づけば、この基金はあくまでも取逸れが起きる可能性があるから、念のためそういう制度も作っておきましたというオプションな制度に過ぎなくて、これで別に十分必要な費用を確保できるかどうかは、何か余計なお世話ではないかと思うのです。

○栗原課長 農地法上の遊休農地に対する措置命令といったときに、当然最終的には行政の代執行も措置し得るような仕組みでございますので、そもそもその発動の要件は相当厳し目に書いてございまして、今の農地法で行きますと、農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、その他の事由によって、その農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、または生ずる恐れがあると認める場合みたいに、ある意味やはりそういう公益性と言いますか、緊急性と言いますか、そういうものが認めるケースでありますので、私どもが言っている、ここで議論になっていた話はもう少し広い意味で、懸念払拭措置ということだと思います。

○原委員 では、その措置命令の要件に当たらないケースについて、先ほどのリース契約の場合との比較論に戻りますけれども、リース契約の場合には、原状回復させることについて何らかの強制措置があるのですか。

○栗原課長 そういう意味では、強制措置は今御説明した農地法上の措置命令だけです。それはもちろん共通するものでございます。

○原委員 そこは同じですか。

○栗原課長 はい。

○原委員 この議論の出発点は、リース契約の場合と同等の確実な手法が確保できれば十分だということだったと理解していますので、その観点では、これはもうクリアできている。(2)は関係ない議論だということによろしいですね。

○高橋専門官 あとは、こういう一般的な制度としてあるわけですが、それを実際に本当に実効性をもって取り組んでいただけるかどうかがあるわけです。制度としてはこういう仕組みはあるけれども、実際に使われている例はそれほど多いわけではないです。要するに、最終手段のような形で講じられているので、こういう条例とかで、市の姿勢とかそういうものを示していただくのは一つ意味があるのかなと思っています。

それに、こういう制度がある中で、市として責任を持って確実にやりますと。使うか使わないかは市の裁量に任されてしまっているわけですから、そういう意味はあるのではないかと思います。

○原委員 多分多くの自治体でそういうことがまさに全然やられていないわけです。勧告も措置命令も制度はあるけれども、全然使われていないという状態で、まさにお困りになっているようなことが生じているのだと思うのですが、養父市はまさにその対策をしっかりやりますと言っているわけなので、この条例で書いてあるようなことはもちろんしっかりやられるでしょうし、法令上今までだって出来たこともしっかりやってくるということだと理解していますので、それであれば御安心いただけるということですね。

○高橋専門官 それは努める規定になっていたりするということですね。要するに、しなければならないというようにはなっていないわけですね。

○原委員 どうですか。積立てを徴収するのではないのですか。

○高橋専門官 例えば、農地の適正管理のところなのですが、5条の3項に保全管理に努めるとか、所有権の譲渡しについて斡旋に努めるとか、要するに、努力するということにとどまっているわけです。確実にやるということではないのです。

○原委員 5条の3項なのですが、法人が必要な保全措置を講じない場合、要するに、法人が持っている状態のときに、市長が勝手に適正な保全管理をすることはできるのですか。

○高橋専門官 できないと思います。

○原委員 できないですね。それは私権の侵害ですね。

○高橋専門官 他人の財産の侵害です。

○原委員 それは先ほどの農地法の制度、本則の法律上の制度に戻って勧告をする、措置命令をする、代執行をするしかあり得ないということですか。

○高橋専門官 そうお考えなのか、別の法律を想定してこう書かれているのかはこれだけ見ても分からない。

○原委員 では、そこだけ確認でよろしいのですか。私の理解では、当然それは法令上の措置は理解した上で、この条例は作っているに決まっているので、そういう制度は使えます。さらに、法人に代わって適正な保全管理に努めることを改めて確認的に言っているという理解だと思います。

○栗原課長 いずれにしろ、この時点で、仮に農地を取得されて所有権をこの法人がお持ちということであれば、所有権者の承諾なしに、市のほうで圃場に入り込んでいって何かをやるということはできないはずですから、そこをどうお考えなのかはちょっとよく分からないのです。自らにその努力義務を課したとしても、入っていけないわけです。

○原委員 市の立法趣旨を改めて確認したほうがいいのかもしいかなのですが、要するに、法令上できる勧告措置命令、代執行は当然制度としてはありますということを前提にして、市長として保全管理のための措置をしっかりとやっていきます。所有権の譲渡しについても、強制的に斡旋するなどということはできないですね。努力義務しかできないと思いますけれども、そういうことに努めていきますという方針を示されたということだと理解します。

○栗原課長 方針なり市としての姿勢を示されたのだとは私どもも理解しますが、だからそれがただ実効性を伴うものではないのではないかということですね。

いずれにしろ、所有者の許諾なしにそこに入り込むことは不可能です。

○原委員 分かりました。

では、所有者の私権を侵害して、適正な保全管理を市長が直接的にやれるような制度が必要である。そういう制度がないと、中々難しいのではないかということですよ。

○栗原課長 例えば、そういうことですし、要は、今のリース契約の場合だと、一旦だからリース契約を切って持たせてもらうことによって、そこはできるようになるということです。

○原委員 分かりました。

それはもう法律でしか出来ないですよ。条例では出来っこないですね。

○高橋専門官 条例でも出来ますね。

○原委員 条例で何をやるのですか。

○高橋専門官 それは例えば、空き家の関係で、周りにごみ屋敷などのものは条例で作ったりやっているとところもあるのですけれども、空き地条例とかで、雑草が繁茂した大変なところは市が強制的に勝手に撤去したりできるというのが条例とかでも出来る。財産権の侵害ですので、法律または条例であれば、合理的な範囲であれば出来るということ。

○原委員 それは大変貴重な御助言をいただいて、そのようにしていけばいいということですか。そういう御助言をいただいたということですか。

○栗原課長 形としてあり得るということだと思いますけれども、空き家のケースだって、おそらく周辺への悪影響とか色々あって、もちろん私権侵害ですから、一方の公益性との比較衡量において、合理的な範囲でしか私権制限は認められないでしょうから、そういったところの議論になるのだらうと思います。

○高橋専門官 あり得るとは思いますけれども、そうしろと私が言っているわけではない。必ずしも法律でなくてもいい。

○原委員 分かりました。



私が今理解したところで言うと、今の（１）の議論に関しては、多分二つやり方があって、一つは、今おっしゃられたような法人が農地を所有している段階で、強制的に市が入れるような制度を作る。これは条例で出来るのかもしれない。そのやり方が一つあります。これは多分リース契約の場合に現在設けられている措置よりもより強力な措置ですよ。

二つ目のやり方は、今のリース契約の場合と同じやり方にしましょう。農業委員会が将来に向かっての許可の取消におそくなるのだと思いますが、そういった制度を置いて、農業委員会がリース契約の場合と全く同じイコールフットィングの状態の制度を設けるといいうやり方が二つあるということなのかなと理解したのです。

少なくとも農林水産省は、これまでの議論の前提で言うと、二つ目のやり方でもオーケーですよ。

○栗原課長　むしろ、私どもが今日御説明した観点は、２ページ目に付けている日本再興戦略で書かれていたリース契約の解除に匹敵する原状回復ですから、要は、権利自体を一旦戻してもらうということですよ。したがって、所有権だと所有権自体をもう一回バックしてもらう。それが、多分この日本再興戦略だと（国の没収等）とかあるわけですが、権利自体を取戻すということの、あくまでこれに書いてあることに照らしてみたときに不十分と私は御説明しましたが、そういう切り口でございます。

○原委員　分かりました。

○栗原課長　１点目の強制的に入るみたいなことも確かに制度的に可能性はあると思います。

ただ、御紹介した農地法の措置命令と一緒にすけれども、やはり私権制限との比較衡量の話のときに、高い公益性が求められますから、要は発動できる場面が結構絞り込まれてしまうのではないかとというのがあって、単に適正な保安全管理をしていないからというぐらだと、中々そういう強権発動はできないというのが法律なり条例で仕組むときの論点になってくるのだらうと思います。

○原委員　だから、農地法だって、措置命令を経ての代執行に関してでさえ、相当程度要件が制約されているというのは、まさにそこはそういう私権制限がどこまでできるのかという議論を経てされているわけで、先ほど条例でやられたら出来るはずですよと言われたけれども、それは相当限定的なケースに限っての制度にならざるを得ない。そうだとすると、これまでの議論との整合性で言うと、むしろ不十分な制度にもなってしまう可能性がある。

そうだとすれば、むしろ先ほどの二つ目の道筋のリース契約の場合と全く同等の制度を作ることのほうがおそらく現実的であり、可能性の高いやり方だということですよ。そうだとすると、すごくすっきり議論は整理されて、養父市でここまで条例を作ってもらえたので、あとは農地法上の許可の取消の制度を農地法で作っていただければ十分だということですよ。

○高橋専門官　それが遡求するというのが、財産権の制約なり事実関係として、１回

移転したものを根っこから否定するというのは、法律上そんなに軽々に、いわゆる取消処分で遡求するので、元々の行政行為に瑕疵があった場合でないとできないというのが先ほど申し上げたように通説なので、それに反して、例えば、10年も前の許可を取消す、10年遡って権利関係を否定すると、こういうものが法制的に許容されるかどうかは大変難しい問題があるのではないかと考えております。

○原委員 将来に向かっての効果の発生の取消はあると思うのです。消費者保護等に結構ありますよね。

○高橋専門官 それは取消ではなく撤回ですよ。

○原委員 撤回ではなくて、取消で将来効というのは、ちょっと今御説明が思い出せない。

○高橋専門官 将来効では意味がありません。過去にした権利移転を否定しないと、権利の正当性を否定できないので、将来に向けてのものでは農地法の許可に何も作用しないのです。

○原委員 そうではなくて、契約自体を取消すのです。ただ、遡って取消になると、取消す前の期間の使用料を支払うとかそういう問題が出てきますよね。そこについては効果を発しません。効果を発するのは将来に向けてのところで、取消した時点から権利が移転しますという制度的にはできますよね。

○高橋専門官 契約に継続性があるときはそうだと思いますけれども、売買契約ですので、売買して、その契約は完結してしまうのです。売買という点的な行為に対して、将来に向けて効果の取消をやっても作用しないのです。

○原委員 分かりました。

では、取消として仕組むのが難しければ、そこで売買がなされたと見なすという規定にすれば、法制的にはいいということですよ。

○高橋専門官 法制的には、強制譲渡となり、公的機関が強制的に召し上げるとか、国の没収と日本再興戦略に書いてありますけれども、国がやるのかどうかは別として。

○原委員 分かりました。そこは何か法技術的な問題だと思うので、あとは農地法の改正をどうするのかという問題ですから、お考えいただければいいのだと思いますが、その制度自体は少なくとも法制的に不可能とかそういうことではないと思います。

○高橋専門官 法制的に可能かどうかは、現時点ではどちらとも言えないですね。

○原委員 だって不可能な理由がないですよ。単に将来に向かって権利関係を元に戻せばいいだけですから。

○高橋専門官 ただ、現行の法律でも、農地を荒らしているから農地を強制的に譲渡させますとか買収しますという制度はないのです。

○原委員 戻りますけれども、リース契約の場合には、農地を荒らしているから戻せるのですよね。

○高橋専門官 所有権ではないので、債権なのです。所有権の財産権を剥奪するのは、ちょっとレベルが違うのかなと思います。

○栗原課長 おっしゃるように可能性自体は我々も全然否定しないのですが、そういった論点について、法律論として積み重ねないと出来上がらないのだろうなというのは思っています。所有権は、財産権の中でも一番強い権利でして、当然これなら憲法29条との関係の議論とかをしなくてはいけなくなります。

○原委員 耕作放棄がこれだけの問題になっている中で、農林水産省としても是非そういう制度を作るべきだとお考えになられていると信じていますけれども、それは公益上の制約をする理由をどう説明するかの問題です。

○高橋専門官 どこが買うかという問題もありますけれども、結局税金、公的資金を投入してそういうことをするわけですから、何でもかんでも買えばいいというわけでもないと思うのです。

○原委員 要件は先ほどのリース契約の場合でも、一定の要件の場合に限って出来るということだったと思いますが、それと同様に、一定の要件を課すことはもちろんあるでしょう。買い戻すのは国を想定されていますか。

○栗原課長 そこは別に何と想定があるわけではないです。例示で国の没収等とは書いてあるのですけれども、それはまた色々な、幅広に選択肢としては考え得るのだと思います。

○原委員 それは自治体にしてもよろしいわけですね。まさにそういうことを想定して、こんな基金までわざわざ作って、別にここまでする必要はなかったと思いますけれども、わざわざ財源を確保するという措置まで市の側で用意をしているわけですから、そういう制度がなされればいいということですよ。

○栗原課長 ですから、そういう色々な御提案なりをいただければ、そういうことを議論すること自体は我々もそれはあり得ることだとは思っているわけです。

ただ、現状を見まして、我々の立場で申し上げますと、我々もこういう耕作放棄地が増えてきていて、担い手がないという状況の中で、企業の農業参入は是非進めるべきだという感覚を持っているのですけれども、その手法として、平成21年改正でもって、リース方式については全面自由化されたということがあるものですから、私の今の立場はリース方式で推進していこうということが大前提でございます。

もう一つは、農地法本体も昨年改正されて、今年の4月1日から施行なのです。農業生産法人の要件を全国的に緩和いたしまして、今特区で特例農業法人としてやっていたいる姿と同じレベルのものが全国で行われるようになる。それが今年の4月1日からなものですから、まずは、それが全国にどのような広がりを見せるのかを見極めていく必要があるのではないかとこののを、私どもとしては考えてございます。

○原委員 ただ一方で、これは平成26年の時点から、このリース方式と同等の原状回復の方法の確立ができれば、所有権の部分についても認めるという前提で議論がなされてきていたと理解しています。

養父市の側でも、ここまで不十分だと言われる部分は、今のお話を踏まえて、私の理解では、あとは農林水産省で制度を作っただけであればいいと理解しました。ここまで8割

方来ているわけですから、あとは農林水産省で農地法の農業委員会にある許可の取消なのか再売買なのか分からないですけれども、そういう規定だけ入れていただければ、あとは出来るということだと思います。

○八田座長　しかも、これは特区ですからこういう仕組みを入れていただく最初の例にされればいいのではないかと思うのです。

○栗原課長　色々な議論の余地は十分あるのだとは思っておりますが、先ほど私の立場として申し上げたのは、私どもはリースでの参入促進ということと、今年の4月1日からの改正農地法の施行があるものですから、まずは、それを推し進めるのが我々の立場でございまして、そこから更なる要件緩和についての今日の御議論のようなことについては、もちろん何か御提案があれば、当然我々としても一緒に議論させていただくと思っておりますが、今の時点で我々の側からの施策として何かを作り上げるというのは、少なくとも今のタイミングでというのではないのだと思っております。

○八田座長　農地法全部をまた変えましょうというのでは、今はタイミングが悪いと思うのですけれども、特区でやるというのはタイミング的には全然悪くないと思っておりますけれどもね。農政の色々な改革をしていかなければいけないときに、新たな実験としてやるわけですから。

○栗原課長　まず、今日色々御議論できたような、本当にまさにそういった細かな制度上の議論をしていく必要があると思うので、そのようなことをどういう形になるかは分かりませんが、御提案をいただいて、検討していくということしかないかと思っておりますけれどもね。

○八田座長　そうすると、今でもいざとなったら出来るわけなのだけれども、この場合に即して、市がやり易いようにするためには、国の法律を変える必要がある。先ほど自治体の条例でも出来るかもしれないということだったけれども、それは非常に限定的な場合であらうから、一般的には国でやるべきだろうということですよ。

そうすると、我々でそういう提案をするということですか、あるいは農林水産省でこういうことが出来るということを考えていただくということにしましょうか。

○原委員　ほぼ中身としては、要するに、農業委員会が許可、耕作放棄がなされていた場合に売買契約でなされた権利移転について、元に戻すことができるという規定とセットで、こういった条例を設けたところについては、農業生産法人、企業の農地所有を認めますという特例措置を特区限定で設ける。

○八田座長　特区法でそう定めるということですね。

○原委員　それだけのことでですから、そんなに難しいことではなさそうです。

○栗原課長　イメージされるところはよく分かるのですけれども、私の経験から言うと、法律論としては相当難しいのだと思います。内閣法制局でも大議論になるのではないかという気が私はしています。

○高橋専門官　先ほど条例だと出来ないけれども、法律だったら出来るようなお話があっ

たのですけれども、これは法律でも条例でもハードルは一緒でございます。要するに、財産権をどこまで制約、侵害できるかというお話ですので、条例だと出来ないけれども法律で出来るということではない。

○八田座長　しかし、この場合には非常に公益を侵していますよね。こんなに明確に公益を侵す場合も少ないから、財産権は公益を侵す場合には、制限を受けると思いますよね。

○高橋専門官　条例で難しいけれども、法律なら出来るというわけではない。

○八田座長　そこに差はない。

○高橋専門官　理屈上全く一緒です。

○原委員　難しいのではないかという点に関しては、国の没収を前提に検討するというのは閣議決定されているわけですから、そういう方針だということですよ。

○栗原課長　ですから、検討していくことについて、それを拒んでいるものでも何でもないのでけれども、まさにそういったところを、本当に法律論としては財産権の侵害にも当たる話ですから、非常に緻密な議論を積み重ねていく必要があるのではないかということ。

○高橋専門官　ここに書いてあるのは全国的な農地法の改正としてやる場合の話の例示として、国の没収と、これは国の制度としてやるときにはという話なので、また特区でやるときは違うやり方もあるのかもしれないのです。

○原委員　これは国ではなくて、今の地域限定でやる場合であれば、自治体に権利が移転するような仕組みとか、色々な仕組み方があり得ると思いますが、そこはいずれにしても、そういったかなり強力な私権の制限をやることを前提に検討しましょうということ、これはもう閣議決定でなされているわけですから、そんなに躊躇する必要はなくて、検討を進められる状況ではないかと思います。

○高橋専門官　手法の確立を前提に検討するとなっていますので、正式には今養父市の9月30日の条例しかないので、この条例をもってして検討を公式に進めることは中々難しいかもしれません。

○原委員　ごめんなさい。そこがよく分からないのです。条例でもうこれ以上やる余地がないですよ。もし、どうしても農林水産省で農地法の改正をやりませんと言われるのであれば、かなり限定的になってしまう可能性がありますけれども、先ほどの条例で私権を制限するという道筋を検討しないといけないのかもしれませんが、おそらく少なくともこれまでの議論の延長上で、リース並みの制度を設けるということで考えれば、農地法の改正をして、リース並みの制度を設けるというのが合理的なはずであって、まずその検討をする。ここまでの準備がなされているわけですから、検討しましょうということだと思っているのです。

○高橋専門官　今回は農地法の改正ではない。

○栗原課長　基本、ここに閣議決定された文書がありますけれども、中身はこういうことですが、この前提は、私どもは農地制度を色々と手当をしたばかりですので、中間管理

事業法の5年後見直しに際して検討するというのがあって、言わばその際の検討の視点が書いてあるわけです。

もちろん、5年後と言わずに特区としての御検討ということ自体もやぶさかではないと思っていますのです。

○八田座長 特区では、この条項に対しては適用除外とするということですから、農地法の適用除外は作るということですよ。原委員が今おっしゃったのはそういう意味だと思います。その意味での農地法の特区における改正で出来るのではないかということです。

それでは、次のものもございますので、原委員がずっとおっしゃったように、リース方式と同等、匹敵するような各手法の確立を図ることを前提に検討する。しかも、それは特区の中でやるということなので、そこに関する特例の農地法に関する適用除外、あるいはその改正について、私どもとしては御検討いただきたいと思ひますし、これは閣議決定されているから時間的にも迫っていると思ひのです。

これは今国会で何とかしたいので、そのところは早急に御検討いただきたいと思ひます。

○栗原課長 繰り返しになりますけれども、今の閣議決定文書の結びで、5年後見直しということでの書かれ方ですので、今年とかそういうタイミングでの話では元々ないのです。農林水産省の立場としては、元々そこを視野に検討していくということにしておりました。

○八田座長 おっしゃることは分かりますが、特区では5年後ということに縛られないと思ひますから、そこで御検討をお願いしたいと思ひます。これまでの折衝でも、特区については5年では縛られませんということを農林水産省からもずっと言われてきましたから、是非それは前向きに御検討いただきたいと思ひます。

今のアベノミクス政策の大きな目玉になると思ひます。

よろしいですか。

では、よろしくお願ひします。